

告 示

埼玉県告示第四百九十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和二年五月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年三月九日から令和四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字下日出谷字東、字高井及び字西の各一部、泉一丁目の一部、
鴨川一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字下日出谷九百五番地十九

五 設立認可の年月日

平成五年三月九日

六 変更の内容

第三条中「（桶川市大字下日出谷）字東耕地」を追加する。

第十条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、「禁固」を「禁錮」に変更する。

第三十七条中「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、「禁固」を「禁錮」に変更する。

第五十七条中「所有者総代又は借地権者総代の数がそれぞれ組合員十人について一人の割合に達しなくなった」を「欠員の数が所有権総代にあっては、七人、借地権者総代にあっては、一人を超える」に変更する。

第七十八条第二項中「年六分」を「法第百三条第四項の規定による公告があった日の翌日における法手利率」に変更する。

七 変更認可の年月日

令和二年五月十二日